

第4回農業者のための 経営塾レポート

1. 農業に対する労働基準法の適用

原則

農業の労働基準法で適用とならないもの

労働者を雇い入れて農業を営む場合は、個人経営であれ法人経営であれ、労働基準法の適用を受けますが、農業は、その性質上天候等の自然条件に左右されることから、**労働時間、休憩、休日に関する規定は適用除外**となっています(労働基準法第41条第1号)。なお、それ以外の規定については、適用除外とされていません。

3. 労務リスクの拡大に伴う労働問題

ここ数年、従業員個人と会社のトラブルという個別の労働問題を中心とする**労使紛争が急増**しています。小さな問題だと会社が軽視していると経営を揺るがす事態にもなりかねないのが、最近の労働問題の特徴です。

それだけ労務リスクが拡大しているのですが、どこに労務リスクが潜んでいるのか会社側がよくわかっていないのが実情です。

労務リスクの把握を会社として行う必要があり、**対策を万全にして、いらぬところにエネルギーを費やすようになさらない**ことです。



～講師プロフィール～
菅野 哲正氏
社会保険労務士
菅野労務FP事務所 所長
(株)グローリレイション
代表取締役
福島県いわき市生まれ
磐城高校卒業、茨城大学卒業
三井生命保険会社で12年勤務
後、独立を志向し退社。
03年1月より本格的に独立開業
し今に至る。労働問題に携わる
ことが多い。

2. 注意すべきは外国人技能実習生の雇用管理

外国人技能実習生の雇用管理については、気をつけなければいけません。

外国人技能実習生の場合、時間外労働の割増率を守らなければなりません。技能実習生はただ単に労働力としてではなく、あくまで農業の技能を学んでいるという認識のためです。

最近では、インターネットの普及に伴い、外国人技能実習生自ら調べて直接労働局に相談しに行ってしまう件が多々あるようです。そうならない為にも、経営者であれば労働基準法の押さえておかなければならないポイントは勉強しなければなりません。

4. 経営資源で大化けするのは人

経営資源の4要素、いわゆる、人、物、資金、情報とありますが、その中で**大化けする可能性があり、また損失を及ぼす可能性があるのが人**です。物はその物以上の能力は発揮しえませんし、資金も情報も然りで、物、資金、情報にはいずれも人が介在します、人が必ずそこにはいるのです。従って**人のマネジメントを軽くみていると、全てに悪影響が及んでしまう可能性があります。**

人を大事にする経営とは耳障りがいいですが、経営者は従業員を戦力として育てていかねばなりません。その痛みは経営者でないと分かりませんが、**法で要求される様々な要求事項は最低の水準**なので、それは順守しておく必要があります、また**証拠としての労働帳簿は完備**させておく必要があります。人のマネジメントを万全にして、組織が発展することをお祈りしています。

次回の第5回経営塾のお知らせ

日時 平成27年9月26日(土) 16時～
場所 い印大会議室
講師 白菊酒造(株) 廣瀬 慶之助氏
参加費 1,000円



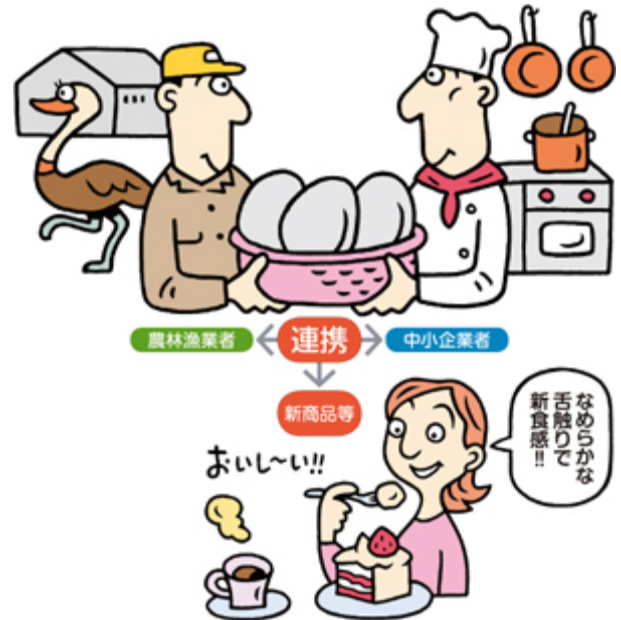
農業に関する施策紹介 【農商工連携】

経営塾の報告とともに国や都道府県が推奨している施策についても、時折ご紹介していきたいと思えます。今回は農商工連携施策についてご紹介致します。

1. 農商工連携の概要

「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

すなわち、これまで農林漁業者だけ、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取り組みのことです。



平成20年の7月21日に「農商工連携」に取り組もうとする方々の事業計画を国が認定し、認定された計画に基づいて事業を実施する方々を各種支援策でサポートする「農商工等連携促進法」が施行されました。計画を申請するためには、農林漁業者、商工業等を営む中小企業者で、両者が連名で申請しなければなりません。

2. 国の認定を受けるメリット

認定を受けた事業者に対しては、専門家によるアドバイスや販路開拓のサポートなどのほか、試作品開発や販路開拓のための市場調査等に対する補助（2/3補助）、設備投資減税（30%の特別償却又は7%の税額控除）、中小企業信用保証の特例、政府系金融機関の融資等の支援策が用意されております。

3. 相談窓口について

農商工連携にチャレンジする場合は、全国10カ所にある中小企業基盤整備機構の各地域本部などが相談窓口になります。専門家が窓口相談や計画作成のアドバイス、計画認定後のフォローアップまで対応してくれます。また、計画の申請先となる経済産業局、農政局でも相談を受け付けています。

農商工連携に取り組むために必要な情報は次の農林水産省のページに掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/>

農商工連携施策にご興味がある方は、まずは石岡中央青果 担当者までお問い合わせください。

4. 農商工連携施策の事例紹介

【佐白山のとうふ屋さん（笠間市）】

[2012年度認定]

東日本大震災後の茨城の未来を考え、郷土を誇れる「茨城の茨城たる新しい豆腐」をつくるため、茨城大豆在来種の調達先を探していた（有）佐白山のとうふ屋さんと、将来性豊かな大豆品種の栽培による収入アップを狙っていた大山高明さんと思惑が合致し、連携に至ったそうです。

現在、佐白山のとうふ屋さんでは、茨城大豆在来種『たのくろ豆』を使用して、消費者の評価基準たる味・風味・甘さの面で、従来の商品よりも格段に優れた豆腐や味噌を始めとする高品質大豆関連商品の開発、販売を行っています。

<http://www.e-consul.info/iba/ksm/sto/>

